
規制改革の推進のための第1次答申 概要

- 規制の集中改革プログラム -

平成19年5月30日
規制改革会議

～目次～

「第1次答申」の決定・公表に当たって	…… 2
各重点分野における規制改革	
1 質の高い国民生活の充実	
（1）保育、福祉、介護分野	…… 3
（2）医療分野	…… 4
（3）生活・環境、流通分野	…… 5
2 イノベーション・生産性向上	
（1）教育・研究分野	…… 6
（2）IT、エネルギー、運輸分野	…… 7
（3）住宅・土地分野	…… 8
3 国際オープン経済分野	
（1）国際経済連携分野	…… 9
（2）基準認証、法務、資格分野	…… 10
（3）競争政策、金融分野	…… 11
4 再チャレンジ	
（1）雇用・就労	…… 12
5 地域活性化	
（1）農林水産業分野	…… 13
（2）地域産業振興、国と地方分野	…… 14
6 官業改革	…… 15
7 基本ルール	…… 16

・「第1次答申」の決定・公表に当たって

「国民が成果を肌で実感できる改革」を優先的に審議し、前身会議の成果のフォローアップや積み残し課題、未解決案件についても取組み、第一段としての成果を規制の集中改革プログラムとして答申。

今後は、既往の閣議決定の内容や本答申の成果を、政府において策定される新たな規制改革3か年計画に盛り込み、改革の着実な実施を図る必要。

さらに問題意識として記述した今後3年間の改革の方向を踏まえ、さらなる検討の充実・強化を図る。

- 1 質の高い国民生活の充実（１）保育、福祉、介護分野

育児休業等の取得の円滑化

労働者の価値観やライフスタイルの一層の多様化に対応するため、育児休業の分割取得を推進するための環境整備等について検討。

【平成19年度検討開始、速やかに結論】

次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し

各企業における両立支援策を広く国民が容易に知り得るようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の情報開示制度の導入等について検討。

【平成19年度中結論、逐次措置】

- 1 質の高い国民生活の充実（２） 医療分野

医療のIT化

レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施

- ・オンライン請求化が義務であり、期限以降、オンライン以外の手法による請求に対し、診療報酬が支払われないことについて周知徹底。

【平成20年度から順次義務化、平成23年度当初から原則完全オンライン化】

レセプトのオンライン請求化の促進

- ・オンライン請求されたレセプトに関して、診療報酬支払までの期間を短縮するなど、オンライン請求化のインセンティブとなる施策を検討。

【平成19年度結論】

レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

支払基金の業務効率化

- ・レセプトオンライン請求化を踏まえた、支払基金の抜本的な業務効率化（数値目標を含む）について検討。

【平成19年末までに業務効率化計画を作成、平成19年度末までに手数料適正化の見直しを作成】

審査支払機関間における受託競争の促進

- ・支払基金と国保連との間における業務受託競争を促進させるための施策について、紛争処理のあり方を見直しも含めて検討。【平成19年度末までに結論】⁴

- 1 質の高い国民生活の充実（3）生活・環境・流通分野

木質バイオマス資源の再利用の促進

放置間伐材を木質バイオマス資源として活用を促進するための取扱いを明確化。
【平成19年度中措置】

木材製造工場等から排出される木くずを資源として共同利用を促進するため、
取扱いに関する運用を明確化。
【平成19年度中措置】

産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化

地方公共団体に対して、廃棄物搬入の際の事前協議の運用改善を促すための
周知。
【平成19年度中措置】

- 2 イノベーション・生産性向上分野（１）教育・研究分野

学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

市町村教育委員会における就学に関する事務適正化の取組や都道府県教育委員会等における条件付採用制度の取組状況に関して調査・公表。

【平成19年度以降逐次措置】

いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底

深刻ないじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底。 【平成19年度中に措置】

教育と研究の質向上に向けた高等教育の改革

国立大学法人の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について分析した上で評価を実施・公表。 【平成21年中に措置】

「若手研究者」「中堅以上の研究者」等、研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立。 【平成20年度中結論】

競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築や厳正な事後評価の実施、審査への活用。 【平成19年度中検討・結論】

- 2 イノベーション・生産性向上分野（2）IT、エネルギー、運輸分野

運輸分野

アジア・ゲートウェイ構想に基づく着実な施策の推進。

- ・ 航空自由化(アジア・オープンスカイ)による戦略的な国際航空ネットワークの構築に向けた、航空自由化交渉の推進、関西空港及び中部空港のオープンかつ戦略的な形でのフル活用等 **【平成19年以降継続的实施】**
- ・ 羽田空港の国際化の推進 **【平成19年以降段階的实施】等**

国際航空運賃の下限規制の見直しについて検討。 **【平成19年度検討・結論】**

空港使用料について、混雑料金制度などの検討。 **【平成19年度以降検討・結論】**

成田、関西、中部空港の完全民営化等について検討。 **【平成19年以降検討】**

航空会社の競争力向上に資する規制の見直しについて検討。 **【平成19年以降検討】等**

エネルギー分野

電力におけるエネルギーセキュリティーの確保や資源の効率的配分を目的としたインバランス精算見直し及び会計分離の徹底等について検討。

【平成19年度中に結論】

- 2 イノベーション・生産性向上分野（3）住宅・土地分野

一般道路における道路空間と建築物の立体的利用

経済効率性の高い都市の創造に向けて、道路空間と建築物の立体的利用が可能となるよう、ニーズの把握を行い、適切な手法を選択できる方策を検討。

【平成19年検討、早期に措置】

老朽化マンション等の建替えの促進

区分所有法における建替え決議要件の在り方の検討に向けて、マンション等の建替えの実態等について調査。

【平成19年度一部措置、平成20年度措置】

建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る実態を調査。

【平成19年度一部措置、平成20年度措置】

マンション建替え円滑化法の運用の適正化。

- ・ 抵当権者の同意が得られない場合の措置を明確にするための検討、措置

【平成19年度検討・結論】

- ・ 隣接地所有者及び借地型マンションにおける底地所有者が区分所有者と同等に特定分譲を受けられる旨を周知徹底

【平成19年措置】

不動産取引に関する運用改善

甲乙丙三者が売買等に関与する場合、一定の契約形態により甲から丙への直接の移転登記を行う際の障害要素を取り除き、こうした契約形態が広く活用されるよう周知徹底。

【平成19年度前半に措置】⁸

- 3 国際・オープン経済 (1) 国際経済連携分野

輸出入・港湾手続の見直し

各港湾の申請書式の統一化・簡素化を図り、統一申請窓口の「次世代シングルウィンドウ」への一元化を推進。

【平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に措置】

輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」について、その意義、効果等を再検証し、現行保税・通関制度全体の改革の方向性とスケジュールを具体的に提示。

【平成19年度中に結論】

経済連携協定（EPA）に基づく原産地規則・原産地証明発給制度について、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直し。併せて自己証明制度の導入についても検討。

【平成19年度以降継続実施】

高度人材の移入に資する出入国管理制度の見直し

「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるのかについて、典型的な事例を公表し、運用の明確化を図る。

【平成19年度以降逐次実施】

- 3 国際・オープン経済 (2) 基準認証、法務、資格分野

資格制度

懲戒処分等の適正な実施

- ・ 業務独占資格における懲戒処分等の基準をガイドライン等により明確化するとともに、処分の内容等をインターネット等の手段により公表。

【平成19年度措置】

資格者に関する実務実績等の情報開示の推進

- ・ 事務系の業務独占資格について、国民が資格者を主体的に選択できるように、資格者に関する情報の開示について検討。

【平成19年度検討・結論】

法曹人口の拡大等

新司法試験の今後の方向性に関する検討の推進 【平成19年度以降逐次実施】等

- 3 国際・オープン経済 (3) 競争政策、金融分野

競争政策・金融分野

銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討

- ・我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、その在り方について検討。

【平成19年度検討】

- 4 再チャレンジ (1) 雇用・就労分野

理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し

理容師及び美容師資格の取得にあたり、理・美容師養成施設にて中卒者・高校中退者に追加的に課されている講習科目の見直しを検討。あわせて、中卒者・高校中退者でも資格取得可能であることを周知徹底する。

【平成19年末までに結論】

国家公務員の採用年齢等の見直し

再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験（種・種）の受験年齢上限を引き上げることとし、具体的な仕組みについて本年末までに結論を得る。

【平成19年末までに結論、平成20年度実施の試験より措置】

国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）については、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、来年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。

【平成19年度結論、平成20年度実施の試験より措置】

- 5 地域活性化 (1) 農林水産業分野

生鮮食品の栄養成分表示に向けた取組、生鮮食品の特別用途食品の許可取得に向けた取組への支援を実施。 **【平成19年度中措置】**

「低タンパク質米」等の表示が可能となるよう、特別用途食品の表示制度を見直し。 **【平成19年度検討・結論、引き続き措置】**

米の品種等の表示について、DNA鑑定等農産物検査以外の根拠を持って表示することが可能となるよう検討。 **【平成19年度結論、以降速やかに措置】**

主要農産物の品種について、未だ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、民間企業の育成品種を普及促進。 **【平成19年度中措置】**

農業金融の円滑化に向け、知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法を検討し、公表。 **【平成19年度措置】**
等

- 5 地域活性化 (2) 地域産業振興、国と地方分野

ボランティア有償運送の登録制度について、制度内容の周知徹底や制度の円滑な普及・促進を図るための相談窓口の明確化等。

【平成19年度措置等】

地域における企業立地の促進に向けて、地域ブロック連絡会の整備や手続処理の迅速化等。

【平成19年度措置等】

地域活性化を支援するための財源確保を目的としたストリート広告の掲示について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、占有許可基準を定め、周知。

【平成19年度措置】

飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理標準化について措置。

【平成19年度措置】

- 6 官業改革

官業の民間開放の検討

独立行政法人等公法人の業務の見直し

- ・ 資産規模の大きな法人や民間ビジネスに関わりの深い法人の業務の廃止・縮小、民間開放を推進（都市再生機構、緑資源機構、日本貿易振興機構）

【緑資源機構】

水源林造成事業について、採択基準の明確化・公表、幹線林道事業について、現在の着工路線の終了段階で事業を廃止等

- ・ 規制改革・民間開放推進会議の成果のうち公的施設等の整備・管理・運營業務のフォローアップを行い、更なる民間開放等を推進（船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、京都年金基金センター、雇用促進住宅）

【雇用促進住宅】

雇用促進住宅の売却を可能な限り前倒しし、遅くとも平成33年までにすべて処理等

- 7 基本ルール

規制の横断的評価・見直し

見直し基準に基づく規制の横断的評価・見直し

- ・規制にかかわる法令ごとの見直し年度、周期に基づく見直しを推進、特に通知
・通達等については強制力の有無を明確にし、毎年度公表。

【平成19年度以降逐次実施】

規制影響分析（R I A）、ノーアクションレター制度の充実

- ・規制影響分析（R I A）の義務づけ後の実施状況のフォローアップや、ノーアクションレター制度の対象となる法令の拡大等、更なる充実へ向けた取組等を推進。

【平成19年度以降逐次実施】